

ライターを安全に使いましょう

⚠️ ライターの「残り火」に注意！

ライターの「残り火」とは、着火レバーから指を離しても火がついている状態のことです。主にライター本体内部に入った異物がライターの正常な作動を阻害するために発生します。

「事故情報データバンク※」によると、平成22年からライターの「残り火」が発生した可能性が考えられる事例は全国で206件報告されており、うち1件で死者が発生しています。

※事故情報データバンクとは

消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関から「事故情報」「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるデータ収集・提供システムです。

こんな事故が起きています

- ライターを使用後、衣服のポケットに入れたところ、衣服が燃えて火傷を負った。
- 使用後のライターを車のドアポケットに入れたところ、周辺に燃え移り、ドアポケットが焦げ、火傷を負った。

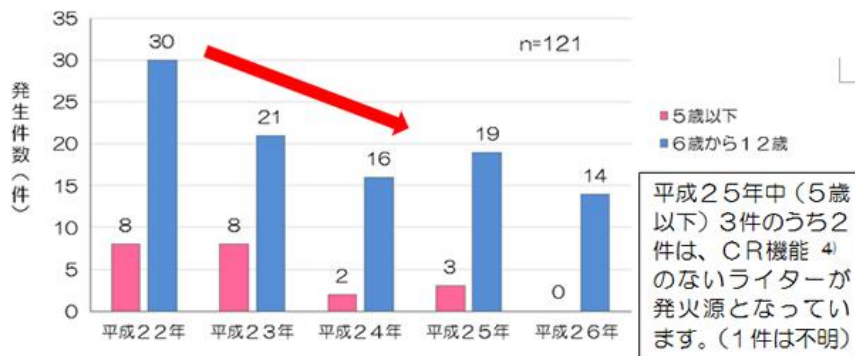
事故を防ぐポイント！

ライターは、使用後にそのまま衣類やバッグに入れたり、ベッドや車の助手席に置いたりすることが多いと考えられます。残り火があることも考えられることから、ライター使用後は残り火がないことを確認しましょう。

⚠️ 子供の火遊びに注意！

使い切りライターは、平成23年より、幼い子供が簡単に操作できないようにするチャイルドレジスタンス（CR）機能が備えられるようになりました。これ以降、5歳以下の子供によるライターの火遊び火災は着実に減少しています。

しかし、CR機能を備えていないライターによる火災は依然として発生しています。



ライターの火遊びによる火災の行為者年齢別件数の推移（出典：東京消防庁）

事故を防ぐポイント！

- 子供の手の届くところにライターを置かないようにしましょう。
- 子供にライターを触らせたり、ライターで遊ばせたりしないようにしましょう。
- 理解できる年齢になったら、子供に火の怖さを教えましょう。



◎詳しい情報はこちら

「事故に関する情報提供（ライターの残り火）」消費者安全調査委員会

http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/information/pdf/information_170424_0001.pdf

「子供の火遊び火災を防止しよう」東京消防庁

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/camp/2015/201507/camp2.html#001>

◎関連情報

「ライターによる事故防止について（注意喚起）」独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2010fy/100413.html>

問合せ先 生活文化局消費生活部生活安全課
TEL 03-5388-3082